

財務省告示第三百七十四号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十四年九月二十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。

平成十四年十月四日

財務大臣 塩川 正十郎

一	名称及び記 号	利付国庫債券（二年）（第二百 回）
二	発行の根拠 の法律及びそ の条項	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項
三	発行方法	簡易生命保険特別会計の積立金 による引受け
四	発行額	額面金額で二百六十億円
五	払込金額	二百六十億四千四百二十万円
六	額面金額の 種類	円、一億円及び十億円の六種
七	発行行	平成十四年九月二十日
八	発行価格	年〇・一パーセント
九	利率	平成十五年三月二十日を支払期 とし、次の算式により算出した 金額を支払う。ただし、支払期 が銀行休業日に当たるときは、 その翌営業日に支払う（以下、 次号、第十二号及び第十三号に おいて規定する期日について同 じ。）。
十	初期利子	額面金額又は登録金額 $\times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$
十一	第二期以後の利子	毎年三月二十日及び九月二十日 を支払期とし、各支払期におい て、その日以前六月間に属する

十二

終期利子

利子を支払う。

平成十六年九月二十一日を
支払う。た期とし、次の算式により算出し

$$\frac{\text{額面金額} \times \text{は記録金額}}{100} \times \left(\frac{1}{2} + \frac{1}{365} \right)$$

十三

償還期限

十四

償還金額

十五

元利支

十六

払込期日

平成十六年九月二十一日
額面金額百円につき百円
日本銀行の本店、支店、代理店、
国債代理店及び国債元利金支払
取扱店並びに取扱郵便局